

事前の申請が必要ですが、申請はお早めに

農林業の各種補助金について

農業用ビニールハウス設置

対象 町内に住所を有する

農家、営農集団

内容 農業用ビニールハウス設置費用に含まれる材料費に対して、面積が45㎡以上70㎡未満の場合は材料費の2分の1以内、70㎡以上の場合は材料費の3分の2以内とし、最大25万円

い合わせください。

果樹の苗木購入

対象 町内に住所を有する

農家

内容 苗木の購入に要した費用の2分の1以内（べに梅は3分の2以内）で、最大2万円
※梅の苗木はウメ輪紋病予防のため町内で購入してください。

イノシシ・シカ被害防止施設設置

対象 イノシシ・シカ被害

が著しい農家

内容 電気柵・ワイヤーメッシュ柵・シカ用ネット柵の設置費用の2分の1以内で、最大3万円

アライグマの捕獲器購入

対象 狩猟免許（わな猟）有

資格者または越生町発行の埼玉県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証の所有者
内容 捕獲器1台につき3000円（購入費用が3000円未満の場合は当該購入費）

一般造林事業（間伐・下刈・枝打）

対象 山林の所有者

内容 間伐・下刈・枝打で、町の定める実施基準額の2分の1以内

※補助基準などは問へお問

産業観光課 農林担当

TEL 内線143・147

風しんは飛沫によって感染し、強い感染力があります

成人男性の風しん抗体検査・予防接種について

風しんは、大人がかかる

と高熱や長期の発疹、ひどい関節痛等の症状がでます。

脳炎や血小板紫斑病などの合併症を発症すると入院が必要になる場合もあります。

免疫が不十分な妊娠20週頃

までの妊婦が風しんウイルス

に感染すると、出生児が

先天性風しん症候群（眼や

耳、心臓に障害が出るこ

と）になる可能性があります。

ご自身の体と妊婦や赤ちゃんを守るためにも、風しんの抗体検査・予防接種を受けましょう。

※昭和37年4月1日から同

47年4月1日生まれの対象者には、クーポン券を送付します。

※転出した方は、越生町のクーポン券は使用できませんので、転出先の市町村へ問い合わせください。

実施期間 令和4年3月31

日まで

費用 無料

予防接種

風しんの抗体価が基準値

に満たないと判定された方

のみ受けられます。

場所 本事業に参加して

いる全国の医療機関等

※厚生労働省ホームページ

をご覧ください。

町内実施医療機関 市川医

院（TEL 2923011）、

越生メディカルクリニック

（TEL 2771119）、

かあいファミリークリニ

ック（TEL 2996222）

持ち物 ○風しんの抗体検

査結果

○本人確認書類（健康保険

証、運転免許証等）

○クーポン券（はがさずに

提出してください）

※予約時に予診票を持参す

るよう依頼があった場合

は、郵送いたしますので

問へご連絡ください。

問 保健センター

TEL 2925505

対象 昭和37年4月2日か

ら同54年4月1日の間に

生まれた男性で検査日・

接種日に越生町に住民登

録があり、クーポン券を

お持ちの方

※昭和47年4月2日から同

54年4月1日生まれの方

に配布したクーポン券の

有効期限は、令和3年3

月31日まで延長されました。

抗体検査

医療機関または、事業所

（職場）の健康診断で受検で

きます。

※事業所（職場）の健康診

断での検査を希望する方

は、勤務先にお問い合わせ

してください。

持ち物 ○健康保険証

○本人確認書類（健康保険

証、運転免許証等）

○クーポン券（はがさずに

提出してください）

地域経済の活性化と雇用の安定に寄与するための事業です

住宅に関する補助事業

越生町勤労住宅金貸付事業

対象 次の要件を全て満たす方

- ① 町内に居住または居住しようとする勤労者で、同一事業所に2年以上勤務している方
- ② 20歳以上50歳未満までの方
- ③ 収入は家族収入を含み返済しながら生活し得る方

資金の用途 町内に居住するための住宅の新築、購入、増改築、宅地（150㎡以上の面積を有する土地）の取得

対象住宅 ○自己の居住の用に供する住宅

○マンション等の自己専有部分のための資金

※投資を目的とするものは対象となりません。

融資内容

融資期間	30年以内 (300万円以内の融資は15年以内)	有担保 (抵当権)
	10年以内	無担保

越生町中小企業退職金共済掛金等助成制度

中小企業の振興と従業員の福祉の増進を目的に

町では、中小企業退職金共済制度への加入を促進し、中小企業の振興と雇用する従業員の福祉の増進を図るため、中小企業退職金共済制度に加入している事業主に対して退職金共済掛金の一部を補助します。

対象 次の要件を満たす事業主

- ① 常時使用する従業員の数が50人（商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営むものは20人）以下の事業所で申請日現在引き続き営業を継続している方
- ② 納期の到来した町税を完納している方
- ③ 新たに退職金共済制度に加入した従業員を有し、共済契約を締結した日の属する日から契約期間内に掛金を納付した方
- ④ すでに退職金共済制度に加入している従業員を有し、引き続き契約期間内

に掛金を納付した方

助成期間 補助金の交付が決定してから3年間（36か月）

補助率

退職金共済加入従業員数

補助率

21人～50人

11人～20人

6人～10人

1人～5人

5%

10%

15%

20%

※従業員一人あたりの1月の掛金が2千円を超える場合は、2千円を限度とします。

※補助金交付申請様式は町のホームページからダウンロードできます。

産業観光課 観光商工担当

TEL 内線 148

TEL 内線 148

TEL 内線 148

TEL 内線 148

TEL 内線 148

TEL 内線 148

TEL 内線 148

TEL 内線 148

